

フリースクール等を運営している事業者の皆様へ

松戸市フリースクール等利用児童生徒支援補助金
～認定事業者申請～

不登校傾向にある児童生徒(小学生・中学生)の通いの場や、多様な学習の機会を確保し、子どもたちの社会的自立を目指すため、**令和9年3月までの**フリースクール利用料金の一部を補助いたします。
※令和9年度以降の実施については未定です。

令和8年度
実施します

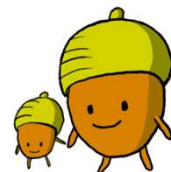
補助対象はフリースクール等を利用する児童生徒の保護者ですが、利用者から本補助金を申請する相談があった場合には、事業者として認定事業者申請をお願いします。

対象者

市内在住または市内在学で不登校などによりフリースクール等を利用する小・中学生の保護者

次のすべてに当てはまる方を対象とします。

- ①市内在住または、市外に在住し、松戸市内の小中学校に在籍している児童生徒保護者
- ②在籍する学校に登校が困難で、1年以内におおよそ30日以上登校していない児童生徒保護者
- ③認定施設に、原則在籍する児童生徒の保護者
- ④児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校とフリースクール等が相互に情報共有することを承諾する保護者
- ⑤市や県の相談機関と必要に応じ連携ができる保護者
- ⑥その他対象経費の補助を別の団体から受けていない保護者
- ⑦市税の滞納がない保護者



補助金額

児童生徒1人につき、月額利用料金の3分の1(月額上限1万円)を補助します。

※利用料金は消費税および地方消費税をのぞく。

※補助額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。

補助対象
期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月末日分までのフリースクール利用日

事業者認定
申請方法

オンライン申請(松戸市オンライン申請システム)または郵送により申請

- ▶オンライン申請 : フォームより必要事項を入力し、ご申請ください。
 - ▶郵送 : ホームページより様式をダウンロードのうえ、ご申請ください。
- 申請の流れや詳細については、チラシ裏面またはホームページをご覧ください。

フリースクール等利用児童生徒支援補助金HP



<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/gakkoukyouiku/kankyau/R7matsudo/freeschool.html>

松戸市オンライン申請システム

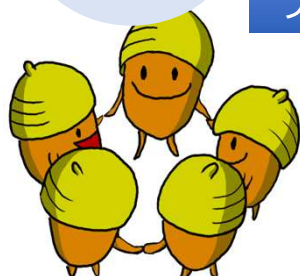


<https://lgpos.task-asp.net/cu/122076/ea/residents/procedures/apply/45cd205e-bbfb-48ea-bc2e-91d6fe7ae7b6/start>

お問い合わせ 松戸市教育委員会 児童生徒課

電話 : 047-366-7461

email : mcjidouseito@city.matsudo.chiba.jp





1. 事業者 認定申請

【申請方法】松戸市オンライン申請システムまたは
郵送(様式はHPよりダウンロード)

【申請期間】随時受付

- 申請時点で、本補助金対象者が在籍する事業者のみの受付。
- 令和7年度中に認定済みの事業者は手続き不要です。
認定内容(施設概要・活動内容・人員体制等)に変更が生じた場合は、
「変更届出書(第12号様式)」をご提出ください。
(書式はHPよりダウンロード)

【添付書類として必要なもの】

- フリースクールの施設概要・活動内容・人員体制(教員・心理士等の
有資格者がいる場合はそれも明記)が分かる書類
- 利用料を確認できる書類
- 学校との連携内容が分かる書類(出席記録報告書など)
- (法人の場合)3か月以内に発行された登記事項証明書

2. 実地確認

申請内容をもとに松戸市教育委員会(児童生徒課)担当者が
フリースクール等の施設に訪問・確認等に伺います。
(個別にご連絡致します。)

協議により決定しますので、事業者認定の決定までにお時間をいただいております。

3. 認 定

協議後、松戸市教育委員会より
「認定通知書」または「不認定通知書」が届きます。

4. 認定事業者 として公表

認定された場合、松戸市教育委員会HPに「認定事業者」として公表します。
最新の認定事業者一覧はHPをご確認ください。

補助金申請(実績報告)に関わる書類の作成および提供にご協力をお願いします。

認定後

フリースクール利用者に下記の書類の提供をお願いします。

【利用者向けに作成する必要がある書類】

- 「利用確認書兼対象経費報告書(第6号様式)」(様式はHPよりダウンロード)
- 「在籍校への報告書類(各月の出席記録等)」任意書式